

ボイラー洗缶役務

件 名	ボイラー洗缶役務		
図 面 名 称	表 紙		
仕様書番号	10.	図面番号	1 / 6.
作成年月日	R7.3.4	縮 尺	—
作成部隊名	大宮駐屯地業務隊管理科		

仕 様 書

1 件 名：ボイラー洗缶役務

2 実施場所：埼玉県さいたま市北区日進町1-40-7 陸上自衛隊大宮駐屯地

3 概 要：ボイラー1号缶、2号缶の分解清掃点検

4 一般共通事項

- (1) 本役務は、本仕様書による他、次の規定及び関係諸規定に基づき実施する。
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務標準仕様書(令和5年版)」
- (2) 本仕様書・図面に記載なき事項については監督官と調整し、当然実施すべき事項は請負業者の負担において実施すること。また、作業上軽微なもので当然必要と判断される事項についても同様とする。
- (3) 本役務は＜上期＞令和7年6月16日(月)・＜下期＞令和7年11月6日(木)までに、分解清掃を実施し、＜上期＞同年6月17日(火)・＜下期＞同年11月7日(金)の性能検査に立会する。
復旧作業については、速やかに実施すること。細部は監督官の指示による。
- (4) 請負業者は現場代理人及び主任技術者を指名し、関係法令及び諸規定に基づき工程管理・品質管理及び作業に従事する者の技術上の指導監督を行うこと。
- (5) 本役務に使用する材料は仮設材を除いて全て新品とし、JIS規格品等の適用品とする。また、監督官の検査を受けて承認されたものを使用すること。
- (6) 役務実施中の安全確保には十分に留意して現場管理を行うとともに、火災等の災害及び事故に注意すること。また必要に応じて養生等の処置を行うこと。
- (7) 本役務に伴う駐屯地及び各建物への立ち入り、その他制限事項は当駐屯地の諸規則に従うこととし、その都度監督官から指示する。
- (8) 隊員若しくは部外者等に損害を与えた場合、又は施設等を破損した場合で、その原因が本役務に関わると認められた場合、請負業者が補償及び賠償の責を負うものとする。
- (9) 本役務に必要な電気及び水道については、請負業者の負担とする。やむを得ず駐屯地内の施設を使用する場合は有償とし、請負業者の負担において仮設メーター等を設置すること。使用料金支払い方法については監督官から指示する。
- (10) 本役務に関係する申請及び提出書類等は、監督官から指示された様式により作成及び提出すること。
- (11) 本役務の写真はカラーとし、作業状況を撮影してアルバム(A4版)に整理する。また、デジタルカメラも使用できるものとし、大きさはサービス版相当とする。提出部数は1部とし、着事前・作業中・作業後・隠ぺいとなる箇所・材料搬入・その他主要な工程の実施状況及び監督官の指示する箇所の写真を撮影すること。
- (12) 本役務の完了に際しては、当該工事に関連する箇所の清掃及び後片付けを実施すること。
- (13) 本役務の完了した際、監督官に完了届を提出して検査官の検査を受けるものとする。
- (14) その他疑義が生じた場合は、監督官と調整のうえ実施すること。

5 特記事項

- (1) 本役務で整備する機器の諸元は以下のとおりとする。

機器名	設置場所	数 量	メーカー	備 考
炉筒煙管式ボイラー	設備管理棟	2基	川重冷熱工業(株) KS-50	

ボイラー諸元

項 目	仕 様 等
型 式	川重冷熱工業 KS-50
伝熱面積	64.3㎡
本体胴内径	直径2,100mm×長さ3,412mm
煙管外径	50.8mm
管ステー	13本
炉筒内径	平型部 1,234mm 波型部 1,326mm
最高使用圧力	0.98MPa
バーナー容量	都市ガス13A 367m ³ N/h A重油 357kg/h
使用燃種	都市ガス13A/A重油
設置年度	1号缶・令和3年度 2号缶・令和4年度

(2) 【上期】安全弁分解整備・吹き出しテスト

建物名及び圧力容器名	サイズ	数量
設備管理棟ボイラー室2号機	40A	1台
設備管理棟ボイラー室2号機	32A	1台
設備管理棟ボイラー室貯湯槽		1台
厚生棟機械室貯湯槽	25A	1台
総合教場機械室貯湯槽		1台
浴場機械室貯湯槽	20A	1台

(3) 【下期】安全弁分解整備・吹き出しテスト

建物名及び圧力容器名	サイズ	数量
設備管理棟ボイラー室1号機	32A	1台
設備管理棟ボイラー室1号機	40A	1台
第1庁舎地下機械室貯湯槽	25A	1台
第1庁舎地下機械室熱交換機1号機		1台
第1庁舎地下機械室熱交換器2号機	50A	1台
浴場機械室貯湯槽2号機	20A	1台

件 名	ボイラー洗缶役務		
図面名称	仕様書		
仕様書番号	10	図面番号	2/6
作成年月日	R7.3.4	縮 尺	-
作成部隊名	大宮駐屯地業務隊管理科		

仕 様 書

- (2) 請負者は性能検査に立ち会い、検査官から整備の不備を指摘された際は、その場で整備できるよう準備すること。
- (3) 実施する作業の範囲は以下のとおりとする。
- ア 燃焼室内の清掃（煙室含む）
 - イ 煙管清掃
 - ウ 汚れ、詰まり、付着等がある部品または点検部の清掃
 - エ 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
 - オ ボルト、ねじ等で緩みがある場合の締め締め
 - カ 潤滑油、グリス、充填油等の交換又は補充
 - キ ランプ類、ヒューズ類の交換又は補充
 - ク パッキン、ガスケット、Ｏリング類の交換
 - ケ 接触部分、回転部分等への注油
 - コ 軽微な損傷がある部分の補修
 - サ 塗装（タッチペイント）
 - シ その他これらに類する軽微な作業
 - ス 運転に際する電気系統点検
- (4) 本役務は技術的に熟知した専門業者により実施すること。
- (5) 官制の検査代行機関が実施する性能検査時に安全弁吹出しテスト（８台）を実施し、検査官の合格をもって完了とする。併せて整備結果記録書を作成し提出すること。（様式随意）
- (6) 整備結果により別途補修等が必要な場合は、監督官と協議すること。この際補修に係る見積等を提出すること。（様式随意）
- (7) 分解整備・点検等項目については以下のとおりとし、結果書を１部提出すること。（様式随意）

ア 炉内燃焼ボイラー

点検項目	点検及び保守内容
1 基礎・固定部	・亀裂、沈下等の有無を点検 ・ボルトの緩みの有無を点検
2 外観の状況	
(1) 本体	・腐食、損傷等の有無を点検
(2) 保温材	・脱落、損傷等の有無を点検
(3) 管台及び付属品 取付け部	・蒸気漏れ又は水漏れ及びボルトの緩みの有無を点検 ・曲がり・損傷等の有無を点検
3 内部の状況	
(1) 蒸気又は水側部	
ア 胴、ドラム、鏡板 管寄せ、炉筒及び 気水分離機の内部	・スケール、スラッジ、酸化物等の付着の有無を点検 ・内面の過熱、変色、変形、割れ、腐食の有無を点検 ・煙管、管ステー及び煙突管の曲がり、変形等の有無を点検 ・水管及び降水管の取付け部の詰まり、割れ等の有無を点検 ・管台及び管取付け穴の内部のスケール、錆の詰まり及び腐食の有無を点検
イ ドラム内装置 (給水管内等)	・スケール、スラッジ、酸化物等の付着の有無を点検 ・取外し可能なものは取り外しの上清掃 ・目詰まり及び腐食、損傷等の有無を点検 ・ボルトの緩み、損傷等の有無を点検
ウ マンホール、検査穴 及び掃除穴	・開放の上、ふた板の内面及びガスケットの当たり面を清掃 ・蒸気漏れ又は水漏れ及び腐食、損傷等の有無を点検 ・ボルトの緩み、損傷等の有無を点検

点検項目	点検及び保守内容
(2) ガス側部	・すす、未燃物等の付着物の有無を点検 ・過熱の異常及び割れ、変形、割れ等の有無を点検
ア 炉筒、火室、管板 ドラム及び管寄せ	・すす、未燃物等の付着物の有無を点検 ・管壁面の過熱、変色、変形、腐食等の有無を点検 ・管取付け部の割れ、詰まり、割れ等の有無を点検
イ 煙管、管ステー 煙突管、水管及び 降水管	・すすカーボン等の付着物の有無を点検 ・亀裂及び脱落の有無を点検
ウ 燃焼室、バーナー タイル、仕切り壁 煙室内の耐火材及び 断熱材	・開放の上内部清掃 ・扉の腐食、焼損、内張断熱材及び耐火材の脱落、締め付けボルトの焼損等の有無を点検 ・排ガスの漏れ、過熱、変色、腐食、割れ等の有無を点検 ・すす、カーボン及び水溜まりの有無を点検
エ 煙室扉、燃焼扉 点検口扉及び掃除口扉	
オ 煙道及び煙突	
4 付属品	・分解の上清掃 ・弁及び弁座の損傷の有無を点検
(1) 安全弁及び逃し弁	・分解の上清掃 ・弁座の腐食、損傷等の有無を点検
(2) 主蒸気弁、給水止弁、 逆止弁及び吹出し弁	・分解の上清掃 ・弁又はコックの目詰まり、漏れ、腐食、損傷等の有無を点検 ・弁又はコック開閉の良否を点検
(3) 水面計	・内部を清掃 ・腐食、詰まり及び蒸気又は水漏れの有無を点検 ・指針が大気圧の下でゼロ点を指示することを確認 ・損傷等の有無を点検 ・導圧口、導圧管、サイホン管、コック等の詰まりの有無を点検 ・温度計の感温部の腐食及び損傷の有無を点検
(4) 水面柱及び連絡管	
(5) 圧力計、水高計及び 温度計	
5 主バーナー及びパイロット バーナー	・炎口部を清掃 ・エアノズル、燃焼筒、バーナータイル等の焼損及び変形の有無を点検 ・油ノズル及びカップ又はガスノズルを清掃及び損傷等の有無を点検 ・燃料管及び調節弁の損傷、燃料漏れ及び詰まりの有無を点検 ・空気ダンパーの汚れ、損傷の有無及び作動の良否を点検 ・燃料量調整リンク機構のジョイント及びセットボルトの緩み ・摩耗及びセット位置のズレの有無を点検
6 自動制御装置	
(1) 電極式水位検出器	・電極筒を分解の上内部清掃 ・電極棒及び保持器の取付け状態及び絶縁の良否を点検 ・蒸気漏れ及び劣化の有無を点検

件 名	ボイラー洗缶役務		
図面名称	仕様書(1)		
仕様書番号	10	図面番号	3/6
作成年月日	R7.3.4	縮 尺	-
作成部隊名	大宮駐屯地業務隊管理科		

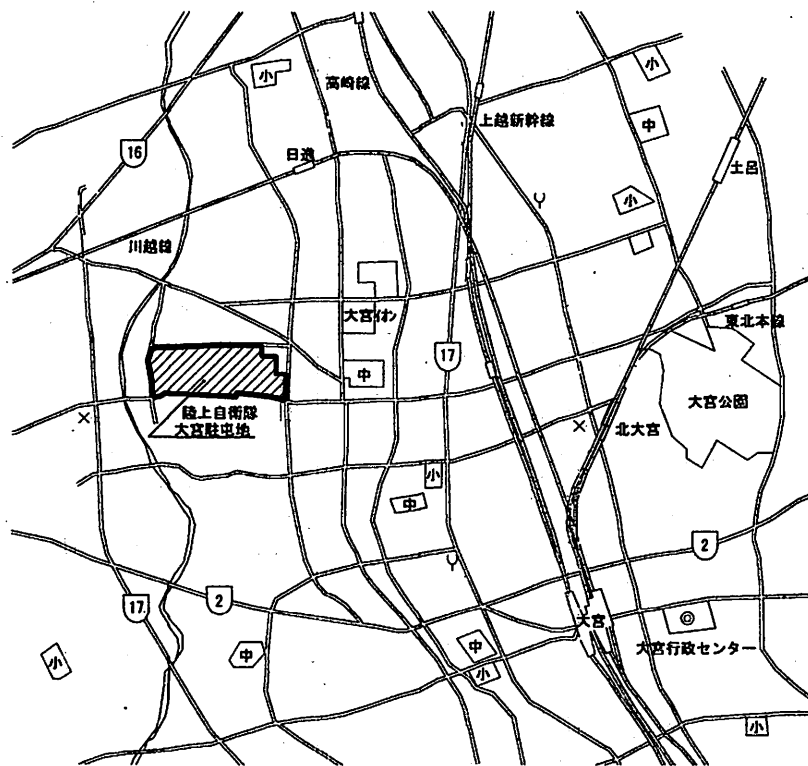
仕 様 書

点検項目	点検及び保守内容
(2) フロート式水位検出器	・フロート部を取り出し、フロートチャンバー内部を清掃 ・フロートの亀裂、ペローズの破損、水銀スイッチ等の有無を点検
(3) 差圧式水位発信器	・導圧管、接続弁及びドレンポットの詰まり 漏れ、腐食、損傷等の有無を点検
(4) 火災検出器	・火災検出器を取り出し、検出部の汚れ、焼損、亀裂等の有無を点検 ・検出部の装着及び接触の良否を点検
(5) 燃料遮断弁	・油燃料遮断弁は、バーナーの燃料停止時に、バーナーノズル からの油の滴下量が規定値以下であることを確認 ・ガス遮断弁はバーナーの燃料停止時に(社)日本ガス協会 で定める「ガスボイラー燃料設備の安全技術指標」により ガスの漏れ量が規定値以下であることを確認 ・弁及び配管との接続部の漏れの有無を点検
(6) 蒸気圧力スイッチ及び 比例圧力調整器	・導圧管接続口の詰まり及びペローズの亀裂の有無を点検 ・導圧管及び接続弁の詰まり、漏れ、腐食、損傷等の有無を点検
(7) ばい煙濃度	・投光器並びに受光器のフィルターガラス及びレンズの清掃 及び損傷の有無を点検 ・光軸のずれの有無を点検
(8) 感震器	・ボイラー運転時に作動テストを実施し、自動的に燃焼 が停止・消火することを確認
7 給水装置	
(1) 水高計等	・水高計ガラスの清掃 ・弁の詰まりの有無を点検
(2) 給水ポンプ	・給水ポンプの一次側及び給水メーター次側のストレーナー 清掃 ・グラندパッキンの交換(炭化繊維 φ30 2式(右・左))

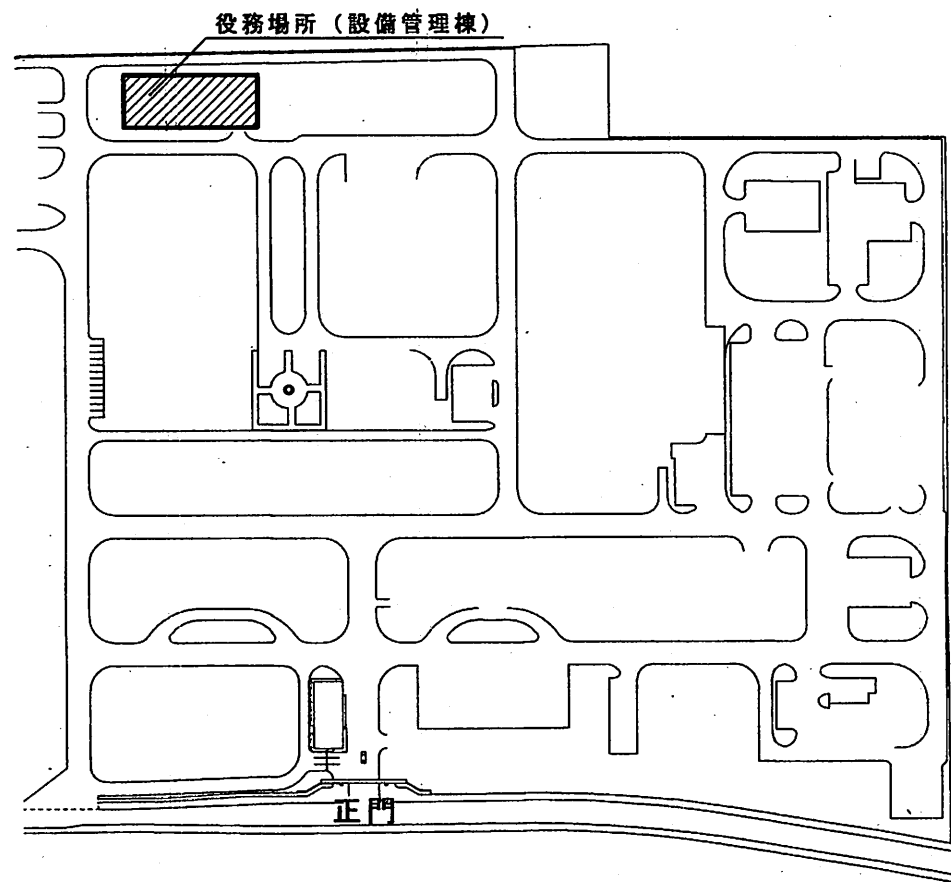
イ 安全弁等点検整備・吹き出しテスト

点検項目	点検及び保守内容
1 固着・つまり等の有無	
(1) 弁箱	・腐食・損傷・破損の有無
(2) 弁体	・固着・つまりの有無
(3) 弁座	・腐食・損傷・破損の有無 ・固着・詰まりの有無
(4) ばね	・腐食・損傷・破損の有無
(5) フランジ部	・腐食・損傷・破損・劣化の有無
(6) ねじ部	・腐食・損傷・破損の有無
(7) その他	・腐食・損傷・破損の有無
2 吹き出しテスト	
(1) 吹き出し圧力	・良否の確認
(2) 吹き圧力	・良否の確認
(3) 作動状態	・良否の確認

件 名	ボイラー洗缶役務		
図面名称	仕様書(3)		
仕様書番号	10	図面番号	4/6
作成年月日	R7.3.4	縮 尺	-
作成部署名	大宮駐屯地業務隊管理科		

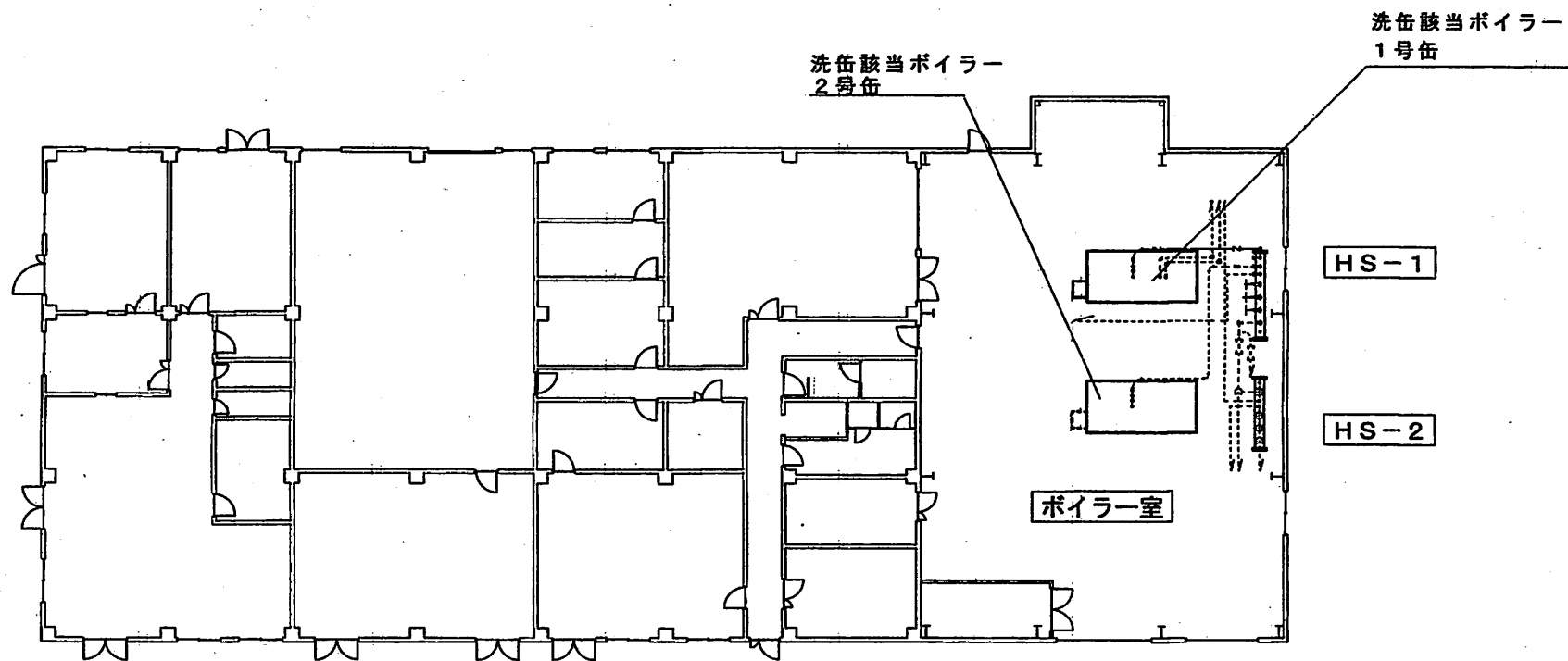


駐屯地案内図 S=1:X



駐屯地配置図 S=1:X

件名	ボイラー洗缶役務		
図面名称	案内図・配置図		
仕様書番号	10	図面番号	5 / 6
作成年月日	R7.8.4	縮尺	-
作成部隊名	大宮駐屯地業務隊管理科		



設備管理棟平面図 S=1:300

件 名	ボイラー洗缶役務		
図 面 名 称	設備管理棟平面図		
仕様書番号	10	図 面 番 号	6 / 6
作成年月日	R7.3.4	縮 尺	-
作成部隊名	大宮駐屯地業務隊管理科		